

## 民法改正に伴う成年年齢引下げ後の成人を祝う式典について

区は、「成人に達した青年の新しい門出を祝福するとともに、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます」ことを目的に、民法が定める成年年齢である 20 歳に達する者を対象とした「杉並区成人祝賀のつどい」を開催してきた。

今般の民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることとなったが、内閣府が行った世論調査では「20歳を対象に実施するのがよい」とする者の割合が16歳から22歳までの年齢層では71.9%、40歳から59歳までの年齢層でも55.0%と最も多く、杉並区区民意向調査においても同様に54.6%と最も高い割合であった。

また、法務省が全国の自治体を対象として行った最新の調査でも、成年年齢引下げ後の式典の対象年齢について方針を決定した586の自治体のうち95.6%にあたる560の自治体が対象年齢を「20歳」のままとして式典を開催することとしている。

これらのことから、区では式典の開催目的を改め、民法改正後もこれまで通り20歳に達する者を対象とした式典を開催することとする。

### 1 民法改正（成年年齢引下げ）の主旨

憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳を大人として扱う政策が進められてきたこと、国際的にも成年年齢は18歳が主流であることから、成年年齢を18歳に引き下げることとなった。ただし、飲酒や喫煙、公営ギャンブルの投票券の購入等、一部の年齢制限は20歳に据え置かれた。

### 2 令和4年度以降の式典

- 名称 杉並区二十歳（はたち）のつどい
- 目的 20歳という節目の年に改めて成人であることの自覚と自立を促し、次代を担う青年への期待と励ましを伝えるための式典を開催する。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和3年	8月	区HP・広報で周知
4年	4月	民法改正／実施要綱改正
5年	1月	式典「二十歳のつどい」開催